滋賀県清掃用具貸出・提供取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるための環境保全県民運動の推進のため、滋賀県循環社会推進課が所有する清掃用具の貸出および提供について必要な事項を定めるものとする。

(清掃用具の使用目的)

第2条 滋賀県循環社会推進課長(以下「管理者」という。)は、県民、ボランティア 団体等が道路、公園、河川、湖岸等県内各地域の環境美化を目的として清掃用具を使 用する場合は、これを貸出および提供することができる。

(使用の申請・承諾)

- 第3条 清掃用具を使用しようとする者は、事前に清掃用具貸出・提供申請書(様式1) に必要事項を記入の上、管理者に提出し承諾を受けなければならない。
- 2 管理者は前項の規定による申請があった場合、その活動内容が次の各号のいずれか に該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。
- (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用する場合
- (5) 特定の個人または団体等の広告等に利用される恐れがある場合
- (6) その他、管理者が不適切であると判断した場合

(清掃用具)

第4条 貸出および提供の対象となる清掃用具は、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第5条 清掃用具の貸出期間は原則として7日以内とする。ただし、貸出期限にあたる 日が閉庁日の場合は、その翌開庁日までを貸出期間とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 第3条第1項の承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲 げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2)貸出期間を遵守すること。
- (3) 承諾された用途にのみ使用し、管理者が付した条件・指示に従うこと。

(承諾の取消し)

- 第7条 管理者は、使用者がこの要領または承諾内容に違反していると認められた場合は、その使用の承諾を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により承諾を取り消された者は、承諾の取消しがあった日以降、当該承 諾に係る清掃用具を使用してはならず、直ちに返却しなければならない。
- 3 第1項の取消しにより、使用者に損害が生じても滋賀県はその責めを負わない。

(報告)

第8条 使用者は、清掃用具の使用後は速やかに返却しなければならない。また、使用者は返却の際に清掃用具の状態、返却数を確認し、管理者に報告しなければならない。

(損傷または紛失の届出等)

- 第9条 使用者は、清掃用具を損傷または紛失した場合は、速やかにその旨を管理者に 報告しなければならない。
- 2 使用者は、損傷または紛失した清掃用具を、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 清掃用具の使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(費用の負担)

第11条 清掃用具の使用料は無償とする。なお、清掃用具の貸出、または返却に要する経費は、使用者の負担とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、清掃用具の貸出および提供について必要な事項は管理者が別に定める。

付則

- この要領は、令和4年7月26日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

品名	借用·提供限度数	備考
火ばさみ	300 本	貸出
ごみ袋	必要数	提供
啓発用資材	必要数	提供